

議案第33号

令和7年度飯能市下水道事業会計予算（案）

（総 則）

第1条 令和7年度飯能市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 戸 数	26,430戸
(2) 年 間 有 収 水 量	5,973,000m ³
(3) 1 日 平 均 有 収 水 量	16,364m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
イ 未普及対策事業	189,000千円
ロ 老朽化対策事業	105,050千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下 水 道 事 業 収 益	2,047,496千円	
第1項 営 業 収 益	1,232,294千円	
第2項 営 業 外 収 益	727,202千円	
第3項 附 帯 事 業 収 益	88,000千円	

	支	出
第1款 下水道事業費用	2, 115, 990	千円
第1項 営業費用	1, 895, 963	千円
第2項 営業外費用	143, 676	千円
第3項 附帯事業費用	61, 101	千円
第4項 特別損失	250	千円
第5項 予備費	15, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額610, 464千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16, 636千円、過年度分損益勘定留保資金149, 811千円、当年度分損益勘定留保資金444, 017千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	399, 756	千円
第1項 企業債	212, 800	千円
第2項 負担金及び分担金	31, 295	千円
第3項 他会計補助金	64, 636	千円
第4項 国庫補助金	91, 025	千円

	支	出
第1款 資本的支出	1, 010, 220	千円
第1項 建設改良費	406, 985	千円
第2項 企業債償還金	603, 235	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 212,800	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	212,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

125,817千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、126,928千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,032千円と定める。

令和7年2月14日提出

飯能市長 新井重治